

紀宝町創業支援助成金

紀宝町内で地域に根差した創業をする方に対して、
創業時の経費の一部（**最大50万円**）を助成します。

1. 申請期間

第1回申請期間：令和7年5月7日（水）～令和7年6月30日（月）まで

※第1回受付後、定員に達しなかった場合は随時申請を受付ます。事務局にお問い合わせ下さい。

2. 助成対象者 ※以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 紀宝町内で創業をする者で、実施期間以前より事業を営んでいない者であること。
- (2) 令和7年4月1日～令和8年2月28日の実施期間内に創業する者であること。
(日本標準産業分類（中分類）における農業、林業、漁業、政治・経済・文化団体・宗教の創業は除く)
(法人成り、事業承継及びM&A等において、既存の事業を継続して行う場合は対象外。)
- (3) 営業開始時点において被雇用者でない者であること。
- (4) 市町村民税等の滞納がない者であること。
- (5) 紀宝町商工会の会員、又は会員になる予定の者であること。
- (6) 個人 ⇒ 実施期間内の末日までに開業届の提出が行われていること。
法人 ⇒ 実施期間内の末日までに紀宝町内を所在地とした本店又は主たる事業所の所在地とした、
法人登記が行われていること。
- (7) 移動販売の許可に特定の住所が記載されていない事業者の場合には、個人事業主においては当該事業主の居住地、法人においては登記記載の住所が紀宝町内であること。

3. 助成内容・要件

- (1) 助成率：助成対象経費の1／2以内、**最大50万円まで**。
- (2) 助成対象経費：創業に係る実施期間内において要した次の経費。
 - ① 店舗等新設、改修費、又は開設に係る経費（敷金・礼金・保証金を除く）
 - ② 創業に伴う店舗等の家賃補助（家賃補助は最長1年とし上限3万円／月）
 - ③ 広告宣伝費（広告宣伝費の助成金上限は30万円）
 - ④ 創業を目的とした融資に際し、融資を受けた者が三重県信用保証協会に支払った保証料
(保証料の助成金上限は15万円)
 - ⑤ その他、委員長が必要と認めた経費
- (3) 助成対象事業の実施期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日
※実施期間内に助成対象経費の支払い又は創業を行えない場合は、助成金の交付対象外となる場合がございます。

4. 申請書類

(1) 紀宝町創業支援助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 市町村民税を滞納していないことを証する書類

(5) 身分証明書等の写し

個人 ⇒ 運転免許証等

法人 ⇒ 代表者の運転免許証等・履歴事項全部証明書

(6) その他委員長が必要と認める書類

※申請書類(1)(2)(3)については、紀宝町役場ホームページからダウンロードして下さい。
※ダウンロードが出来ない方は、下記「問い合わせ先」でも、申請書類を準備しています。

5. 審査基準・結果通知

(1) 審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業の実現可能性、収益性、継続性及び独創性等を主な基準として審査し、予算の範囲内で助成金の交付を決定します。

(2) 前項の基準において、申請者が紀宝町の住民票を有している場合は、これを優先する事があります。

(3) 第1回申請期間後、1ヶ月を目途に申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。

6. 交付決定後の義務

(1) 交付決定事業者は、助成対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を委員長に提出しなければならない。

(2) 交付決定事業者は、助成対象事業完了後3年間は事業の状況報告として、その期間内に提出した申告書類の写しを委員長に提出しなければならない。

(3) 上記の他、詳細は本事業の交付要綱に基づきます。

7. 申請書類提出先・問合せ先

【紀宝町商業活性化委員会】

紀宝町役場 産業振興課 ☎0735-33-0336 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 324

紀宝町商工会 ☎0735-29-1515 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 1410

★申請書類は紀宝町役場 産業振興課 又は 紀宝町商工会で受付けます。

補助金の詳細については紀宝町ホームページに掲載している、

紀宝町商業活性化委員会 紀宝町店舗等魅力アップ補助金交付要綱をご覧ください。

申請書類等様式についても掲載しております。

紀宝町 HP ⇒ <https://www.town.kiho.lg.jp/news/12287/>

紀宝町 HP
QRコード

